平成２２年（フ）第２７４８号
大阪府茨木市真砂１丁目19番13号
破産者　村越　　良
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５号
大阪府松原市天美南５丁目３番28―205号
破産者　辻　　美紀
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
大阪府柏原市大県４丁目16番26―703号、前住所大阪市平野区加美東３丁目４番４号
破産者　狩山　耕治
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
堺市堺区東湊町５丁307番地２　トゥリオーニ堺Ⅱ201号、前住所堺市北区百舌鳥西之町３丁548番地　106号
破産者　髙井　豊隆
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
神戸市北区東大池２丁目４番30号、従前の住所神戸市北区大原３丁目６番地の１
破産者　黒田　一夫
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―701号、前住所兵庫県芦屋市三条町23番25号
破産者　小野田栄三こと　宋　　栄福
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１５５号
兵庫県西宮市神明町８番２―710号
破産者　関　　一男
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７６号
兵庫県西宮市下大市東町６番23―101号、前住所大阪府和泉市いぶき野４丁目４番３―204号
破産者　村井　頌子
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２６号
兵庫県宝塚市高司１丁目８番33号、住民票上の住所兵庫県西宮市生瀬町１丁目12番19号
破産者　西阪　繁樹
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３８号
兵庫県尼崎市長洲東通３－１―13―702、住民票上の住所兵庫県川西市錦松台25番８号
破産者　冨高　光治
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１５号
兵庫県加古川市尾上町今福167番地の１　アメニティーパレス104号
破産者　吉永　良文
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１５号
兵庫県神崎郡福崎町福田141番地16
破産者　松岡　芳美
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１３１号
兵庫県神戸市西区玉津町新方221―３　あけぼの荘、住民票上の住所兵庫県小野市高田町2220番地
破産者　田中　種實
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１２号
兵庫県加東市社718番地
破産者　みやのこと　宮野　　勇
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２５９号
兵庫県神戸市北区泉台２丁目２番地の１　１―204号、申立時の住所奈良県生駒郡平群町若葉台５丁目15番20号
破産者　足立　吉久
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５９４号
奈良市五条畑１丁目５番27―２号
破産者　武　　政博
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８４号
奈良市学園南１丁目８番33―514号
破産者　松本　照夫
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２０５号
奈良県天理市前栽町45番地５
破産者　宮本　圭子
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９３７号
熊本市長嶺南６丁目24番20号
破産者　上村　瑞穂
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部